

響灘西地区廃棄物処分場の受入れ制限に係る緩和策について

1 現状

- ・現在、年間約18万トンの廃棄物を埋立て。
(一般廃棄物：約6万トン、産業廃棄物：約12万トン)
- ・産業廃棄物12万トンの内、およそ半分が市外で発生し、市内で中間処理したもの。
- ・産業廃棄物12万トンの内、上位5社が搬入量の約2/3を占める(全体：約700社)。

2 経済港湾委員会(7月20日)・環境水道委員会(7月26日)報告

- ・響灘西地区廃棄物処分場(現行処分場)は、このままのペースで埋立した場合、令和8年度末で満杯。
- ・次期処分場の完成が令和13年度末まで遅れることから、5年間の延命対策が必要。
- ・このため、現行処分場では、令和6年度から産業廃棄物の受入れを制限。
- ・搬入者には、理解を求めるために丁寧な説明を実施。

3 搬入者等への説明状況

(1) 状況

- ・搬入量が多い事業者や業界団体、地元関係者などに対して、個別訪問により説明。

(2) 主な意見など

<搬入事業者>

- ・市の状況は理解した。
- ・これを機にリサイクルを検討する。
- ・令和6年度からの搬入停止は急すぎるので、猶予期間がほしい。
- ・他の処分場、特に隣接するひびき灘開発(株)が運営する民間処分場へ搬入したい。
- ・経営の悪化が懸念される。

<業界団体>

- ・令和6年度からの搬入停止を再考するよう、市に要望書を提出。

4 緩和策

(1) 現行処分場への搬入について

- ・令和6年度は、令和2~4年度の年間最大搬入量まで受入れを継続する。
ただし、一社あたり5,000トンを上限とする。

(2) 他の処分先について

- ・市内全ての最終処分業者(4社)に対し、受入れ協力を依頼。
- ・特に、ひびき灘開発(株)とは、民間処分場で受入れしている品目の全量について、次期処分場が完成するまでの間の受入れを依頼しており、現在、協議中。
- ・同社は現在、政令13号廃棄物などの安定化処理物、廃プラスチック類、ゴムくず、廃石膏ボードなどを受入れていない。市は、これらの廃棄物の新たな処分先や再生利用方法の検討に関して、丁寧に情報提供するなどの支援を行う。

